平成２６年（フ）第３０９号
大分市けやき台２丁目3633番地の81
債務者　熊谷　知美
1　決定年月日時　平成26年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上野　貴士
4　破産債権の届出期間　平成26年12月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月24日午後２時10分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２４号
岩手県久慈市長内町第23地割１番地16　キロロタウン　ニース
債務者　外浦　　潤
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齊藤　　拓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月24日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２６年（フ）第５３７号
仙台市宮城野区二十人町22番地　ファミール榴ヶ岡1002
債務者　阿部ひろみ
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　慎也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月16日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第６４４号
仙台市青葉区中山７丁目18番21号、従前の住所宮城県大崎市鳴子温泉字河原湯42番地１
債務者　高橋ミキ子
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井野　一弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月４日午後１時35分
5　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第６５３号
宮城県多賀城市城南２丁目18番11号　シェリーパークシオンＣ202
債務者　小林　　覚
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北爪　賀章
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月16日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２６２号
山梨県甲府市善光寺３丁目23番４号
債務者　三澤　優子（旧姓三沢）
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齋藤祐次郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４４１３号
大阪府茨木市三島丘１丁目14番11号
債務者　桑原　康史
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　胡　　健介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月２日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６９２号
広島市安佐南区緑井５丁目18番20―102号　プリンスタロ
債務者　森　　健
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中根　弘幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７１５号
兵庫県三木市別所町小林688番地の４
債務者　藤原　康人
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴田　眞里
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月３日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３９７号
兵庫県相生市相生５丁目１番12号、従前の住所兵庫県相生市千尋町２番11号
債務者　金谷　靖子
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　政希
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第７５３号
神戸市長田区本庄町６丁目６番８号、住民票上の住所神戸市長田区二葉町２丁目７番８―205号
債務者　延原周市こと　車　　周市
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白　　承豪
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月４日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第３５２０号
大阪府門真市宮野町14番32―103号
債務者　山田　　武
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４０３０号
大阪市浪速区戎本町１丁目５番５号　グローリーヨシダ803号
債務者　郭　　京淑
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４２４９号
大阪府東大阪市若江東町２丁目７番２―710号
債務者　宮本　翔太
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４２７７号
大阪府箕面市西宿２丁目４番20―202号
債務者　山手　康郎
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４３１３号
大阪市東住吉区南田辺１丁目５番１号　ヴェルドール南田辺102号、前住所三重県松阪市上川町1921番地３
債務者　古賀　勝行
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部